



韓国における共同出願人の一部による審決取消訴訟

1. はじめに

私は、主に日本及び韓国の知的財産案件に関与しています。

近年、日韓間の共同研究・共同開発が増える中で、共同出願に関する手続上の問題は実務上も重要性を増しています。

共同出願に関しては、出願手続や拒絶後の不服審判だけでなく、その後の審決取消訴訟についても、共有者全員による共同手続が必要かが問題となります。

この点について、韓国では、日本の実務とは異なる判断が示されました。本稿では、その韓国大法院判決を紹介し、日本との比較を通じて整理します。

2. 韓国大法院判決の内容

韓国大法院判決は、2024年12月26日、原審が共同出願人の一部のみによる審決取消訴訟を適法と判断した事案について、当該判断を維持したものです。

原審は、共同出願人の一部だけでも、日本の拒絶査定不服審判に相当する拒絶決定不服審判の棄却審決に対する取消訴訟を提起できると判断しました。すなわち、拒絶審決に対する審決取消訴訟は、共有者全員で提起しなければならない固有必要的共同訴訟ではないとしたものです。

韓国大法院は、共同出願や拒絶決定不服審判の段階では共有者全員による手続が必要であることを確認しましたが、審決取消訴訟については、①共有者全員で提起しなければならないという明文規定がない点、②審決取消判決が確定した場合には、判決の効力が他の

共有者にも及び、差戻後の審判手続は共有者全員に対して再開される一方、請求棄却判決が確定した場合には、他の共有者の権利に直接影響を及ぼさない点（いずれの場合にも合一確定の要請が満たされる点）、③共有者全員が共同で審決取消訴訟を提起すべきとする、訴えの提起について共有者の協力が得られない場合に、他の共有者の権利行使が妨げられ、権利が消滅するという不当な結果となる点を掲げています。

3. 日本との比較

3-1. 日本における考え方

日本では、これとは異なる考え方が採られています。最高裁平成7年3月7日判決、いわゆる磁気治療器事件は、共有に係る実用新案登録を受ける権利について、拒絶査定不服審判の不成立審決に対する取消訴訟は、共有者全員が共同で提起しなければならない固有必要的共同訴訟であると判断しました。

最高裁は、上記韓国大法院判決と類似の判断をしていた原審を破棄し、審決の違法性の判断が共有者全員の有する一個の権利の成否を決めるものであり、審決を取り消すか否かは共有者全員につき合一に確定する必要があるとして、固有必要的共同訴訟に当たると判断しました。また、共有に係る権利について審判を請求するときは共有者全員が共同で請求しなければならないとする規定も、同様の趣旨に出たものと説明しています。

3-2. 韓国と日本の比較

まず、出願時及び拒絶後の不服審判の段階

で、共有者全員による共同手続が求められる点は、日本と韓国で共通しています。これに対し、上記のとおり、審決取消訴訟の段階では、日本では共有者全員による共同提訴が必要とされる一方、韓国大法院判決は、共有者の一部のみでも提訴できると判断しました。この点で、両国の考え方は異なります(表1)。

表1. 共同出願の手続段階別の共同手続の要否

区分	出願	審判	審決取消訴訟
日本	共同	共同	共同
韓国	共同	共同	単独可

この考え方の違いを具体的に比較してみます。

第一に、明文規定の有無に関する捉え方が異なります。韓国大法院判決は、共同提訴を求める明文規定がないことを重視したのに対し、日本の最高裁判決は、審判段階の共同手続の趣旨が訴訟段階にも同様に及ぶと考えています。

次に、合一確定の要請に関する解釈が異なります。

韓国大法院判決は、取消判決の効力を拡張させることにより合一確定の要請は満たされたとしたのに対し、日本の最高裁判決は、あくまで共有者全員について合一的に確定する必要があるとして、共同提訴を要求していません。

さらに、権利救済についての評価も異なります。

韓国大法院判決は、共同提訴を要求すると救済機会が失われるおそれを重視したのに対し、日本の最高裁判決は、手続全体を通じた合一確定の必要性を重視しています。

なお、登録後の権利については、両国の実務は類似しています。

つまり、日本においては、共有に係る商標権に対する無効審決や、共有に係る特許権に対する取消決定について、共有者の一人による単独提訴が認められました。

韓国においても、韓国大法院判決の考え方は、日本における登録後の権利に関する判例の発想に近い面があります。

このように、両国の考え方の特徴を比較しますと、韓国大法院判決は、審決取消訴訟を、取消判決の効力拡張により合一確定を確保できる救済手続として捉えているのに対し、日本の最高裁判決は、審決取消訴訟を、出願手続及び拒絶査定不服審判に続く一連の手続として捉え、共同手続の要請が審決取消訴訟にも及ぶと理解している点に違いがあります(表2)。

表2. 審決取消訴訟における日韓比較

区分	理由	結論
日本	審判趣旨・合一確定重視	全員提訴要
韓国	明文なし・効力拡張・救済重視	一部提訴可

4. まとめ

実務上は、日韓の共同出願案件において、拒絶査定後の審決取消訴訟を検討する際、両国で共同出願人の一部による提訴の可否が異なる点に留意する必要があります。

特に、共有者間で協力が得られない場合には、韓国では一部の共有者による訴訟提起が認められる余地がある一方、日本では共有者全員による共同提訴が必要とされるため、手続戦略にも違いが生じ得ます。

共同出願は、出願時だけでなく、拒絶後の争い方まで見据えて設計することが重要です。今後も、日韓両国の特許実務に詳しい専門家として、韓国の知的財産実務に関する重要な動向について、日本との違いを念頭に置きながら、実務上の影響を踏まえて紹介していきます。

筆者紹介

盧 炅吾 (ノ・ギョンオ)

2025年弁理士登録。韓国出身で都内の大学を卒業し、2025年にTMI総合法律事務所の東京オフィス入所。主な取扱い分野は化学の案件。趣味は登山と勉強。